一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五一デシベル以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五二デシベル以下の値

注1　二、一〇〇MHz以下の周波数帯及び二、一八〇MHz以上の周波数帯に限り適用する。

2　空間多重方式を用いる陸上移動局対向器にあっては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

イ　基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二、七五GHz未満（一、四七五、九MHz以上一、五一〇、九MHz以下、一、八四四、九MHz以上一、八七九、九MHz以下、一、八八四、五MHz以上一、九一九、六MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値
一、四七五、九MHz以上一、五一〇、九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値
一、八四四、九MHz以上一、八七九、九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値
一、八八四、五MHz以上一、九一九、六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五一デシベル以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値

注　送信する電波の周波数が一、九二〇MHzを超え一、九四〇MHz以下のものにあっては一、九一〇MHz以下及び一、九五〇MHz以上、一、九四〇MHzを超え一、九六〇MHz以下のものにあっては一、九三〇MHz以下及び一、九七〇MHz以上、一、九六〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のものにあっては一、九五〇MHz以下及び一、九九〇MHz以上の周波数帯に限り適用する。

第三項第三号中「通信等を行う無線局の送信装置」を「通信を行う無線局及び陸上移動中継局の送信装置」に改め、「陸上移動局」の下に「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

⑶　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであってチャネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。）の送信装置